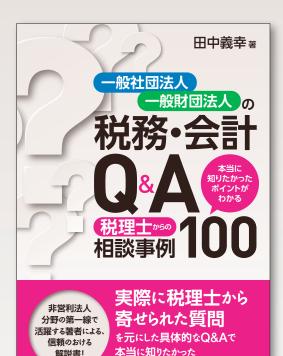
一般社団法人・一般財団法人の基本的な取扱いや 迷いやすいポイントを分かりやすく解説

般社団法人

一般財団法人

田中義幸著





A5判/248頁 定価 本体2.500円+税

ポイントが確認できる!

第一法規

解説書!

本書の特色

- ■税理士から寄せられた質問を元にした一般社団 法人・一般財団法人の税務・会計に関する具体 的なQ&Aを収録
- ■平成30年度の税制改正が反映された最新内容
- ■非営利法人分野の第一線で活躍する田中義幸氏 による信頼のおける解説書

28 寄附の返礼品 (物品販売業)

一般財団法人(非常利型法人)で、企画・制作したペット用品を 商品として販売していますが、その他に企業や個人から消費期限が 近いペットフードの無償提供(容附)を受け、災害被災地に送る事 業を行っています。ペットフードの寄附者には、その程度に応じて この法人のペット用品を返礼品として差し上げていますが、これは 物品販売業には該当しないものとして処理してもよろしいでしょう

物品販売業で取り扱っている商品の譲渡は、たとえ寄附の返 礼品としてであっても、寄附金相当額を対価とする商品の販売 に該当するものと思われます。

(1) 物品販売業に該当しないもの

① 物品販売業には、公益法人等が自己の栽培、採取、捕獲、飼育 繁殖、養殖その他これらに類する行為により取得した農産物等(農 産物、畜産物、林産物又は水産物をいう。) をそのまま又は加工を 加えた上で直接不特定又は多数の者に販売する行為が含まれるが 当該農産物等(出荷のために最小限必要とされる簡易な加工を加え たものを含む。)を特定の集荷業者等に売り渡すだけの行為は、こ れに該当しない

② 宗教法人におけるお守り、お札、おみくじ等の販売のように、そ の売価と仕入原価との関係からみてその差額が通常の物品販売業に

おける売買利潤ではなく実質は喜捨金と認められる場合のその販売 は、物品販売業に該当しないものとする。ただし、宗教法人以外の 者が一般の物品販売業として販売できる性質を有するもの(例え ば、絵葉書、写真帳、暦、線香、ろうそく、供花等) をこれらの-般の物品販売業者とおおむね同様の価格で参詣人等に販売している 場合のその販売は、物品販売業に該当する

学校法人等が行う教科書その他これに類する教材以外の出版物の 販売は、物品販売業に該当する。

学校法人等が行うノート、筆記具等の文房具、布地、 食料品等の材料又はミシン、編物機械、厨房用品等の用具の販売 は、たとえこれらの物品が学校の指定に基づいて授業において用い られるものである場合であっても、物品販売業に該当する。

学校法人等が行う制服、制帽等の販売は、物品販売業に該当す

⑥ 学校法人等が行うバザーで年1、2回開催される程度のものは 物品販売業に該当しないものとする。

(2) 物品販売業の対価

物品販売業は、有料・有償で対価を得て行われる物品の提供で、農 業、畜産業、漁業、林業、教育事業等の他の事業に該当しないものとさ れていますが、ご質問のケースはペットフードという現物を対価とする 商品の譲渡と考えることができます。



東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560 m Tel. 0120-203-694 http://www.daiichihoki.co.jp 5 Fax. 0120-302-640

有料・有償で行われる物品の提供であっても、物品販売業に該当しな いとされているものもあります。法人税基本通達では次のように取扱い が定められています(法基通 15-1-9、15-1-10)。

目次

第1章 一般社団法人・一般財団法人の税務の特徴

- Q1 一般社団法人·一般財団法人の特徴
- Q2 一般社団法人・一般財団法人の性格

第2章 非営利型法人

- Q3 非営利型法人の性格
- Q4 非営利性が徹底されている法人(非営利徹底型法人)
- Q5 共益的活動を目的とする法人(共益型法人)
- Q6 非営利型法人への移行
- Q7 非営利型法人からの移行
- Q8 2つの類型の選択
- Q9 2つの類型の変更
- Q10 特別の利益を与えてはいけない理由
- Q11 特別の利益の内容
- Q12 公益法人への寄附と特別の利益
- Q13 特別の利益に該当する事業の範囲
- Q14 特別の利益を提供した場合
- Q15 一人一般社団法人

第3章 会計

- Q16 一般社団法人·一般財団法人の会計
- Q17 NPO会計基準の適用
- Q18 計算書類の種類
- Q19 正味財産の区分
- Q20 一般社団法人と一般財団法人の違い
- Q21 一般正味財産への振替額
- Q22 正味財産の誤り
- Q23 退職給付引当資産
- Q24 退職給付引当資産の取崩し

第4章 法人税

1 収益事業

- Q25 収益事業の判定
- Q26 農作物の出荷(収益事業の34業種)
- Q27 共同購入と物品販売(物品販売業)
- Q28 寄附の返礼品(物品販売業)
- Q29 住宅用土地の低廉貸付け(不動産貸付業)
- Q30 第三セクターに対する不動産の貸付け(不動 産貸付業)
- Q31 福祉タクシーの運行(運送業)
- Q32 出版社から受け取る原稿料(請負業)
- Q33 企業研修の依頼(請負業)
- Q34 補助金から委託契約へ(請負業)
- Q35 無料配布の出版物(出版業)
- Q36 同好会の会報(出版業) Q37 会報に準ずる出版物(出版業)
- GO! ATMICT Y GENERAL (MINER)

- Q38 主として会員に配布する会報(出版業)
- Q39 会員以外に販売する学術、慈善等の会報(出 版業)
- Q40 広告掲載料(出版業)
- Q41 協賛企業の出展代(席貸業)
- Q42 寄附金として処理された販売手数料(仲立業)
- Q43 広告代理店の業務(問屋業)
- Q44 チャリティーコンサートの要件(興行業)
- Q45 高校生のダンス大会(興行業)
- Q46 マージャンサロンの運営(遊技所業)
- Q47 放課後デイサービス (医療保健業)
- Q48 民間資格の認定料(技芸教授業)
- Q49 コンクールやシンポジウムの参加費(技芸教授業)
- Q50 データベースの会費 (無体財産権の提供等)
- Q51 認定マークの使用料 (無体財産権の提供等)
- Q52 出向者に係る受取負担金(労働者派遣業)
- Q53 低廉譲渡の適用(収益事業)
- Q54 クラウドファンディングと収益事業
- Q55 生活の保護への寄与(収益事業からの除外)
- Q56 収益事業に含まれる寄附金等(付随行為)
- Q57 任意団体からの法人成り(付随行為)
- Q58 基本財産の拠出(付随行為)
- Q59 不動産の譲渡(付随行為)

2 所得の計算、申告

- Q60 所得に関する経理(区分経理)
- Q61 合理的基準による按分(収益事業の費用)
- Q62 使用人兼務役員の報酬(役員報酬)
- Q63 一般社団法人の解散、役員退職慰労金の未払い計上、残余財産の処理(解散)
- Q64 役員報酬の損金算入
- Q65 交際費の損金算入限度額
- Q66 確定申告をしていない法人の義務(損益計算 書等の提出制度)
- Q67 資産の取得に係る借入金の債務免除益
- Q68 赤字事業の申告義務
- Q69 収益事業に係る資本の元入金
- Q70 為替差損の損金算入

第5章 消費税

1 法人税と消費税

- Q71 懇親会の会費
- Q72 ワークショップの参加費
- Q73 民間資格の認定料、更新料
- Q74 労働者派遣業
- Q75 申告期限の延長

2 消費税

- Q76 消費税の計算
- Q77 基本財産の受入れ
- Q78 社員の会費
- Q79 共同事業の分担金
- Q80 税抜方式と税込方式
- Q81 法人区分の異動に伴う消費税の課税期間
- Q82 特定収入になる受取寄附金
- Q83 特定収入割合と調整割合
- Q84 フェアトレード商品の仕入れと販売

第6章 相続税

- Q85 平成30年度税制改正による課税の強化
- Q86 平成30年度税制改正による課税強化の対象
- Q87 一般社団法人・一般財団法人の課税逃れ
- Q88 特定一般社団法人等に対する相続税の課税
- Q89 同族理事の範囲
- Q90 特定一般社団法人等の相続税額の計算方法
- Q91 特定一般社団法人等に対する相続税の適用時期
- Q92 相続税対策として家族で設立した法人
- Q93 相続税対策として設立した法人の社員の地位
- Q94 一般社団法人等への不当減少課税
- Q95 持分の定めのない法人への不当減少課税
- Q96 不動産の贈与
- Q97 不動産の時価譲渡

第7章 源泉所得税

- Q98 非常勤役員の報酬
- Q99 横領した役員報酬の源泉税
- Q100 役員等の勤続年数による退職所得の違い
- Q101 委員の出勤に要する費用
- Q102 2か所からの退職金
- Q103 ビンゴゲームの賞品

第8章 印紙税、登録免許税

1 印紙税

- Q104 一般社団法人·一般財団法人の印紙税
- Q105 営業に関しない受取書
- Q106 国等との契約に係る印紙税

2 登録免許税

Q107 一般社団法人・一般財団法人の登録免許税

第9章 地方税

- Q108 法人住民税均等割の免除
- Q100 法人住民税均等部の光原 Q109 一般社団法人・一般財団法人の法人住民税、 法人事業税
- Q110 償却資産税の申告義務

詳細・お申し込みはコチラ 第一法規 社団財団税務

検索 CLICK!